

認知症介護基礎研修に関するよくあるご質問

令和6年7月9日時点／東京都作成

◆資格要件・人員基準について

Q 受講義務付けの対象となるサービスを教えてください。

A 訪問系サービス（訪問入浴介護は除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援以外の全サービスです。

Q 「医療・福祉関係の資格」とは、具体的にどのような資格を指しますか？

A （例）看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、訪問介護員養成研修一級課程・二級課程、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等

上記はあくまで一例ですので、上記以外の資格をお持ちの場合で判断に迷われる場合は、お問い合わせください。

Q 訪問介護員（ヘルパー）研修3級過程修了者、社会福祉主事、民間事業者が実施する認知症関連の資格については、受講義務付けの対象外になりますか？（令和6年7月9日追加）

A 訪問介護員（ヘルパー）研修3級過程修了者、社会福祉主事、民間事業者が実施する認知症関連の資格ともに、**受講義務付けの対象です**。

Q 「柔道整復師」の資格を持っています。受講義務づけの対象外となりますか？

A 受講義務づけの**対象外**となります。受講は必須ではありません。

Q 「社会福祉主事(任用資格)」の資格を持っています。受講義務づけの対象外となりますか？

A 受講義務づけの**対象**です。他に「医療・福祉関係の資格」をお持ちでない場合、受講は必須となります。ただし、履修科目によっては対象外となることがありますので、下記のQ&A等をご確認ください。

Q 「福祉用具専門員」の資格を持っています。受講受講義務づけの対象外となりますか？（令和3年12月1日追加）

A 受講受講義務づけの**対象外**となります。受講は必須ではありません。

Q 「歯科衛生士」の資格を持っています。受講義務づけの対象外となりますか？（令和4年2月25日追加）

A 受講義務づけの**対象外**となります。受講は必須ではありません。

認知症介護基礎研修に関するよくあるご質問

令和6年7月9日時点／東京都作成

Q

「認知症介助士」「認知症ケア専門士」の資格を持っています。受講義務づけの対象外となりますか？（令和4年2月25日追加）

A

受講義務づけの**対象**です。他に「医療・福祉関係の資格」をお持ちでない場合、受講は必須となります。

Q

養成施設及び福祉系高校で認知症に係る科目を受講しましたが、介護福祉士資格は持っていません。受講義務づけの対象外となりますか？

A

養成施設については卒業証明書及び履修科目証明書により、事業所及び自治体が認知症に係る科目を受講していることが確認できた場合には、**対象外**となります。
なお、福祉系高校の卒業生については、認知症に係る教育内容が必修となっているため、卒業証明書により卒業が証明できる場合には、**対象外**となります。

Q

認知症介護実践者研修を修了しています。受講義務づけの対象外となりますか？

A

認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修等の認知症の介護等に係る研修を修了した方については、受講義務づけの**対象外**です。受講は必須ではありません。

Q

認知症サポーター等養成講座を修了しています。受講義務づけの対象外となりますか？

A

認知症サポーター等養成講座を修了していても、受講義務づけの対象外とはなりません（義務づけの**対象**です）。他に「医療・福祉関係の資格」をお持ちでない場合、受講は必須となります。
★認知症サポーター等養成講座は、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者を養成するものですが、一方で、認知症介護基礎研修は認知症介護に携わる者が認知症の人や家族の視点を重視しながら、本人主体の介護を実施する上での、基礎的な知識・技術及び理念を身につけるための研修であり、その目的・内容が異なります。

Q

介護保険外である有料老人ホーム等の施設職員や、病院に勤務している者も受講義務付けの対象となりますか？（令和6年7月9日追加）

A

特定施設では無い有料老人ホーム等の施設職員や、介護保険の対象外である病院勤務の職員は受講義務づけの**対象外**です。なお、介護現場の質向上のために受講することについては差し支えありません。

Q

既に医療・福祉関係の資格を持っていますが、認知症介護研修を受講しても大丈夫ですか？

A

問題ありません。既に医療・福祉関係の資格をお持ちの方でもご受講いただけます。

認知症介護基礎研修に関するよくあるご質問

令和6年7月9日時点／東京都作成

Q

人員配置基準上、従業者の員数として算定される従業者以外の者や、直接介護に携わる可能性がない者についても、義務付けの対象となりますか？

A

人員配置基準上、従業者の員数として算定される従業者以外の者や、直接介護に携わる可能性がない者については、義務付けの**対象外**です。受講は必須ではありません。

一方で、義務づけの趣旨を踏まえ、人員配置基準上、従業者の員数として算定される従業者以外の者や、直接介護に携わらない者であっても、当該研修を受講することを妨げるものではありませんので、受講について積極的にご判断ください。

Q

事業所において、人員基準以上に加配されている介護職員で、かつ、介護に直接携わる者が研修を受講していない場合、運営基準違反にあたりますか？（令和6年7月9日追加）

A

運営基準違反にあたります。

介護に直接携わる職員であれば、人員配置基準上算定されるかどうかにかかわらず、受講義務付けの**対象**となります。

（本研修は、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施しているものであるため。）

Q

現在介護現場で就業していない者や、介護に直接携わっていない者についても受講義務付けの対象となりますか？（令和6年7月9日更新）

A

現在介護現場で就業していない者や直接介護に携わる可能性がない者については、受講義務付けの**対象外**ですが、本研修は、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものであり、介護現場の質向上のために受講することについては差し支えありません。

Q

外国人介護職員についても、受講が義務づけられますか？

A

E P A介護福祉士、在留資格「介護」等の医療・福祉関係の有資格者を除き、従業員の員数として算定される従業者であって直接介護に携わる可能性がある者については、在留資格にかかわらず、受講義務づけの**対象**です。

認知症介護基礎研修に関するよくあるご質問

令和6年7月9日時点／東京都作成

Q 外国人技能実習生が認知症介護基礎研修を受講する場合、技能実習計画には記載する必要がありますか？

A 認知症介護基礎研修は、法令等に基づき受講が義務づけられるものであることから、技能実習制度運用要領第4章第2節第3（2）を踏まえ、技能実習計画への記載は不要です。
なお、受講に係る給与や時間管理が通常の技能実習と同様に行われることや、研修の受講状況について、技能実習指導員が適切に管理することが必要です。

Q 受講義務付けの対象外となる医療・福祉関係の資格について、日本以外の国の医療・福祉系の資格を保有している者は受講が免除となりますか。（令和6年7月9日追加）

A **日本以外**の国の医療・福祉系の資格を持つ者については、**免除とはなりません**。

Q 新しく採用した職員の義務付けの取扱いについて教えてください。

A 新卒採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者で、医療・福祉関係資格を有さない者に対する当該義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間が設けられています。

Q 認知症介護基礎研修を受講していない者を雇用しても問題ありませんか？
その際、運営基準違反にあたりますか？（令和6年7月9日追加）

当該研修の義務付けは、雇用の要件に係るものではなく、事業者が介護に直接携わる職員に対し、研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務付けているものであるため、
A **介護に直接携わる職員として研修を受講していない者を雇用する場合でも、運営基準違反にはあたりません**。
なお、新卒採用、中途採用を問わず、新たに採用した医療・福祉関係資格を有さない従業者に関する義務付けについては、採用後1年間の猶予期間を設けています。

Q 「認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置」とは、具体的にどのような内容ですか？
（令和6年7月9日追加）

A 「認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置」については、受講料の負担や、勤務時間内に受講出来るような配慮（シフトの調整等）、インターネット環境の整備等、様々な措置を想定しています。

認知症介護基礎研修に関するよくあるご質問

令和6年7月9日時点／東京都作成

◆研修申込・eラーニングシステムについて

Q 申込期限や人数制限などがありますか？（令和3年12月1日追加）

A 申込期限や人数制限はございません。ご都合の良いタイミングでお申し込みください。なお、お申込みいただいてから研修受講が可能となるまでしばらくお時間を頂く場合がございますので、あらかじめご了承ください。

Q 受講料の支払方法を教えてください。（令和3年12月1日追加）

A ・銀行振込
・クレジットカード
がご選びいただけます。詳細は申込後に実施主体（仙台センター）より送信されるメールをご確認ください。

Q 事業所コードを発行しようとしたところ、「介護保険事業所番号が該当自治体の対象事業所リストに存在しません。」と表示されます。（令和3年12月1日追加）（令和6年7月9日お問い合わせフォーム追記）

A eラーニングシステムに該当事業所が登録されていない可能性がありますので、下記フォームにてお問い合わせください。
なお、介護保険事業所番号をお持ちでない事業所（都市型軽費老人ホーム等）については、「K+事業所電話番号下9桁」にて東京都で登録しますので、事業所電話番号も併せて下記フォームにご入力ください。

◆お問い合わせフォーム：<https://logofrm.jp/form/tmgform/508407>

Q 母国語が日本語以外の者を対象とした教材はありますか？（令和6年7月9日追加）

A 日本語以外の教材については、英語、ベトナム語、インドネシア語、中国語、ビルマ語のeラーニングシステムを整備している。また、日本語能力試験のN4レベルを基準とした教材も併せて整備しています。
詳しくは下記リンク先をご覧ください。
（参考）認知症介護基礎研修 eラーニングシステム（認知症介護研究・研修仙台センターホームページ）
<https://dcnet.marutto.biz/e-learning/languages/select/>